第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

国頭村長

国頭村子育て応援修学旅行費支給通知書

　みだしの件につきまして、国頭村子育て応援修学旅行費支給条例第３条に規定する支給対象者と認められるので、国頭村子育て応援修学旅行費支給条例施行規則第３条の規定により下記のとおり通知します。

記

　１　支給対象者

1. 小学校の修学旅行を年度内に迎える学年に在学し、修学旅行に参加する意思のある児童の保護者で、当該各学校の修学旅行初日の30日前に国頭村に住所を有する者。ただし、当該各学校の修学旅行初日の前日までに国頭村に住所を有しており、修学旅行に参加する意思のある児童の保護者は対象者とする。
2. 中学校の修学旅行を年度内に迎える学年に在学し、修学旅行に参加する意思のある生徒の保護者で、当該各学校の修学旅行初日の30日前に国頭村に住所を有する者。ただし、当該各学校の修学旅行初日の前日までに国頭村に住所を有しており、修学旅行に参加する意思のある生徒の保護者は対象者とする。

※申請は不要です。

２　支給金額

1. 小学校の児童１人につき　　　　　　円
2. 中学校の生徒1人につき　　　　　　円

３　支給の拒否

　　　修学旅行費の支給を拒否する場合は、支給拒否届出書（様式第２号）を提出して下さい。（提出期限：　　年　　月　　日）

４　支給口座の変更

　　別の口座への振り込みを希望する場合は、支給口座登録等の届出書(様式第３号)を提出して下さい。（提出期限：　　年　　月　　日）

　５　支給方法

　　　教育委員会は、支給の拒否や支給口座の変更がない者に限り、役場の児童手当担当課より、児童手当の口座情報のみを確認し、その指定口座へ振り込みとします。